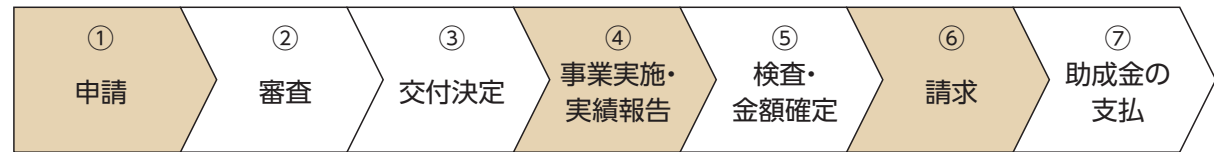


助成金を申し込む前に必ずお読みください!!

- ☐ 助成金は事業者の皆様の**事業活動をサポート**するものです。
- ☐ 助成金の**支払**は事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- ☐ 申請の方法や支払の**条件**については**募集要項を必ずご確認ください**。

■ 助成金が支払われるまでの基本的な流れ

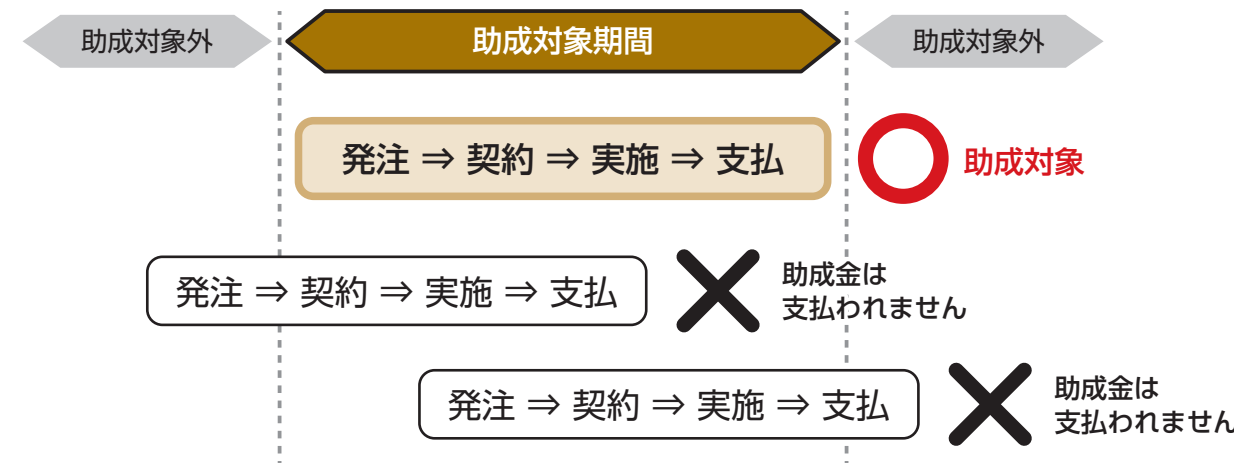


- ①② 申込に必要な**書類を提出**いただき、**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると支援対象として決定（**交付決定**※）されます。
※ 助成金の上限額などを示したものであり、**支払いを保証するものではありません**。
- ④ 対象となる事業を実施し、その報告をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して助成の**金額を確定**（※）します。
※ 検査の結果、**金額が減額になることがあります**。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書**を提出いただき、助成金を支払います。

■ 助成対象期間の考え方

- 助成金には、その対象となる期間（**助成対象期間**）があります。
- **発注・契約・実施（購入）・支払（決済）**を期間内に行う必要があります。

<助成対象期間と助成対象の関係>



■ 審査基準

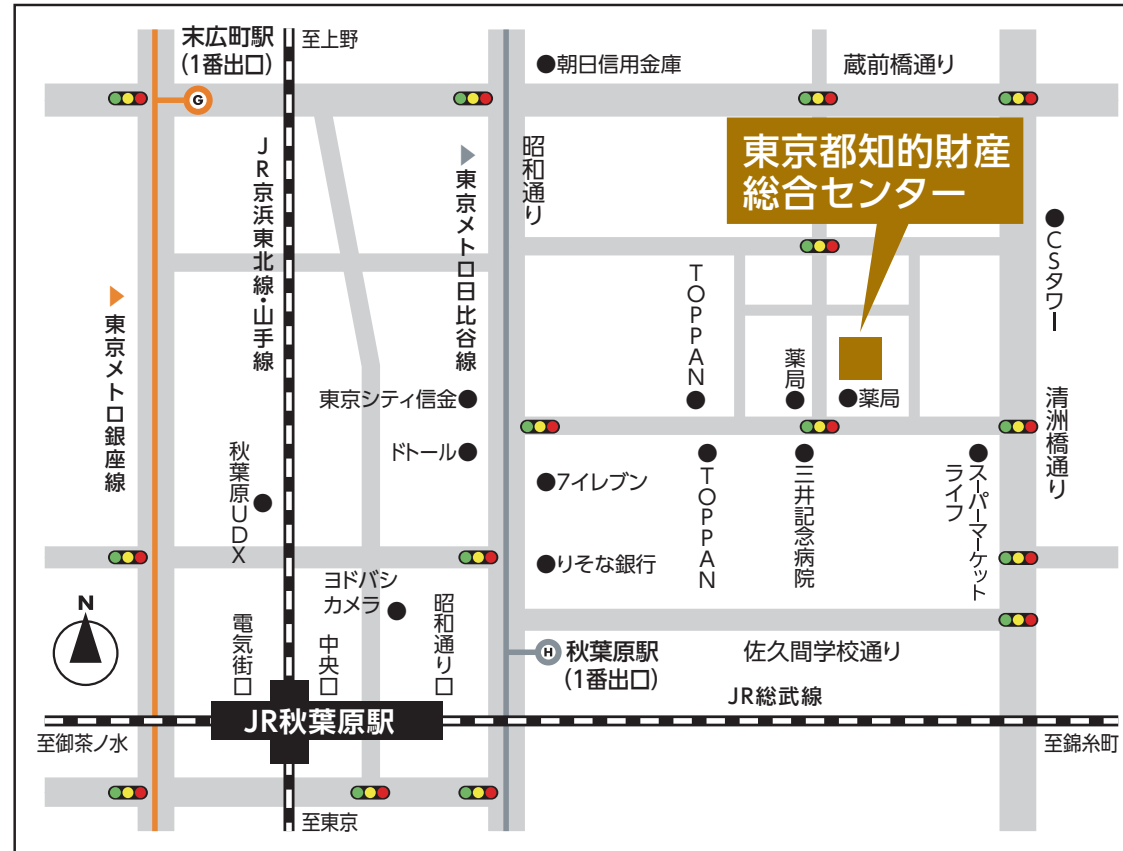
- 一部の助成金は**募集要項**で「審査の視点」が示されています。
- 作成した申請書が審査の視点を踏まえているか確認することをお勧めします。

助成金の申請前に、助成金の内容や申請書類の確認等を事前にご相談することをお勧めします！

相談をご希望の場合は、事前にホームページからご予約をお願いします。

事前相談のご予約はこちら

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/consultant/index.html>



- 【交通アクセス】
- JR「秋葉原駅」昭和通り口 徒歩10分
 - 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」昭和通り口（1番） 徒歩10分
 - つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A3出口 徒歩10分

お問い合わせ先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階
(電話) 03-3832-3656 (メール) chizai@tokyo-kosha.or.jp
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>



知的財産権に関する費用を助成します！

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

著作権

外国に
知的財産権を
出願したい

他者の
知的財産権を
調査したい

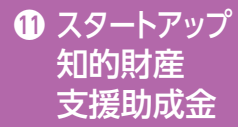
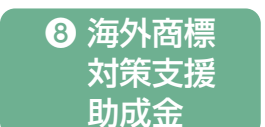
自社の
知的財産権が
侵害されているか
調査したい

長期間にわたり
支援します！

今すぐ詳細をご確認ください！

権利やステージに応じてお選びください！

※ jGrantsでの申請受付となります。
書類の郵送提出が必要な助成金もありますので、期限に余裕を持った手続きをお願いします。

製品開発の流れ		企画・構想		試作開発・改良・実用		市場開拓		海外進出予定国 において、 障害となっている 類似商標等の 取消や無効化	大企業等の 開放特許を活用して 新しい製品を開発	優れた技術を有する スタートアップに、 出願に必要な 実験や出願等を支援	
保護したい知財の例	権利 手続	事前対応 先行特許調査・冒認対応等	出願 (※著作権のみ申請)	審査・中間処理 (審査請求・補正対応等)	登録	維持 (年金納付)	侵害対応 侵害調査・鑑定・差止等				
発明した 高度な技術	 特許権	① 外国特許出願費用助成金									
		⑥ 特許調査費用助成金									
考案した技術	 実用新案権	② 外国実用新案出願費用助成金									
製品の形状、 模様、色	 意匠権	③ 外国意匠出願費用助成金									
会社や製品の 名称やロゴ	 商標権	④ 外国商標出願費用助成金									
製品の図面、 写真、絵	 著作権		⑦ 外国著作権 登録費用 助成金	中間処理は発生せず							

- 主な条件
- ア

イ

ウ

エ
- 同一年度における同一助成金の交付決定は、一中小企業者につき一件に限る。
助成対象期間内に、外国への直接出願又は各指定国への国内段階移行を行い、支払まで完了すること。
事業税等を滞納していないこと。
対象経費は、助成対象期間内に契約し、かつ支出した経費とする。

⑨ グローバルニッチトップ助成金

助成金ホームページはこちら

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>



対 助成対象経費 **額** 助成率・助成限度額 **期** 助成対象期間

※ **③ ⑩** の助成金については、予算額に達した時点で受付を終了しますので、事前に当センターへご確認ください。
⑩ の助成金については、知的財産活用製品化支援事業の採択者のみ対象となります。 **⑪** の助成金については、スタートアップ知的財産支援事業の採択者のみ対象となります。

⑤ 外国侵害調査費用助成金

外国における自社製品・技術の模倣
又は権利侵害等について、
中小企業者等が行う対策を支援

対 侵害調査費用、侵害品の鑑定費用、
侵害先への警告費用、
税関での輸入差止費用
額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額200万円
期 令和7年4月1日から
最長令和8年11月30日まで
(1年8か月)

申 請 受付期間	随時(※) (最終受付期限:令和7年10月3日(金)まで)
-------------	----------------------------------

⑥ 特許調査費用助成金

優れた技術・製品を保有する
中小企業者等が民間調査会社に
依頼する他社特許調査等を支援

対 開発戦略策定費用、
特許出願戦略策定費用、
継続的なウォッチング費用、
侵害予防調査費用
額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額100万円
期 令和7年4月1日から
最長令和8年9月30日まで(1年6か月)

申 請 受付期間	随時(※) (最終受付期限:令和7年10月3日(金)まで)
-------------	----------------------------------

⑦ 外国著作権登録費用助成金

優れた商品やサービスにおける
著作物を有する中小企業者等の
外国著作権登録を支援

対 外国登録手数料、代理人費用、
翻訳料 等
額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額10万円
期 令和7年4月1日から
最長令和9年3月31日まで(2年)

申 請 受付期間	随時(※) (最終受付期限:令和7年10月3日(金)まで)
-------------	----------------------------------

⑧ 海外商標対策支援助成金

海外進出予定国における類似商標等が
障害になっている中小企業者等に対し、
この商標の取消や無効化を支援

対 情報収集関連費用、
異議申立・不使用取消審判・無効審判・
情報提供に要する費用、
行政訴訟に要する費用
額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額500万円(3年間通算)
期 令和7年4月1日から
最長令和9年12月31日まで(2年9か月)

申 請 受付期間	随時(※) (最終受付期限:令和7年12月1日(月)まで)
-------------	----------------------------------

⑨ グローバルニッチトップ助成金

世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する
中小企業者等の知的財産権の取得等を支援

対 外国での権利取得・維持に関する費用(特許・実用新案・
意匠・商標・著作権)、知財トラブル対策費用(侵害調査、
税関での差止費用等)、先行調査費用
額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額1,000万円(3年間通算)
期 令和7年4月1日から最長令和9年12月31日まで
(2年9か月)

申請受付期間	令和7年6月16日(月)～7月15日(火)
その 他 条 件	東京都又は公社が実施する事業において、技術や 製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・ 支援を受けていること。

① 外国特許出願費用助成金

優れた技術等を有する中小企業者等の
外国特許出願から中間手続を支援

対 外国出願手数料、審査請求料・中間手続費用、
代理人費用、翻訳料、先行技術調査費用、
国際調査手数料、国際予備審査手数料 等
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額400万円
(ただし出願に要する経費のみの場合は300万円)
期 令和7年4月1日から最長令和9年11月30日まで
(2年8か月)

申請受付期間	第1回:令和7年 5月 8日(木)～ 5月22日(木) 第2回:令和7年10月 1日(水)～10月17日(金)
--------	--

③ 外国意匠出願費用助成金

創造性又は審美性のある意匠を有する優れた
商品を持つ中小企業者等の外国意匠出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行意匠調査費用 等
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円
期 令和7年4月1日から最長令和8年9月30日まで
(1年6か月)

申請受付期間	第1回:令和7年 4月22日(火)～ 5月14日(水) 第2回:令和7年 9月 2日(火)～ 9月25日(木)
その 他 条 件	類似意匠について同時の出願を要する場合は、 複数意匠でも一意匠とみなす。

⑩ 知的財産活用製品化支援助成金

公社が知的財産活用製品化支援事業で支援する
中小企業者等の製品開発を支援

対 原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、
委託・外注費、産業財産権出願・導入費
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額500万円
期 令和7年4月1日から最長令和8年12月31日まで
(1年9か月)

申請受付期間	随時(※)
その 他 条 件	知的財産活用製品化支援事業の支援企業である こと。

② 外国実用新案出願費用助成金

優れた技術等を有する中小企業者等の
外国実用新案出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行技術調査費用、国際調査手数料、
国際予備審査手数料 等
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円
期 令和7年4月1日から最長令和9年11月30日まで
(2年8か月)

申請受付期間	第1回:令和7年 5月 8日(木)～ 5月22日(木) 第2回:令和7年10月 1日(水)～10月17日(金)
--------	--

④ 外国商標出願費用助成金

優れた商品やサービスに識別力のある商標を
有する中小企業者等の外国商標出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行商標調査費用 等
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円
期 令和7年4月1日から最長令和8年9月30日まで
(1年6か月)

申請受付期間	第1回:令和7年 4月22日(火)～ 5月14日(水) 第2回:令和7年 9月 2日(火)～ 9月25日(木)
その 他 条 件	同一商標について商品・役務区分ごとの出願を 要する場合等は、一商標とみなす。

⑪ スタートアップ知的財産支援助成金

優れた技術を有するスタートアップに、
出願に必要な実験や出願等を支援

対 権利取得関連費、先行調査費、原材料・副資材費、
機械装置・工具器具費、委託・外注費、
産業財産権導入費、専門家指導費、直接人件費、
賃借料、規格等認証登録費
額 助成対象経費の2分の1以内、限度額1,500万円
期 令和7年4月1日から最長令和9年12月31日まで
(2年9か月)

申請受付期間	随時(※)
その 他 条 件	スタートアップ知的財産支援事業の支援企業で あること。